

時刻歴応答解析建築物構造性能評価業務 申請案内

目 次

1. 性能評価の対象
2. 申請・性能評価の手順
 - (1) 事前打合せ
 - (2) 申請
 - (3) 構造性能評価委員会（受付時）
 - (4) 性能評価手数料の納付
 - (5) 部 会
 - (6) 性能評価委員会（報告時）
 - (7) 性能評価書の受領
 - (8) 最終保存図書の提出
3. 申請取り下げ、審査延期、審査中断、審査再開について
4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて
 - (1) 事前相談
 - (2) 設計変更の性能評価についての補足
5. 審査期間
6. 性能評価手数料
7. 申請受付先及び問合せ先
8. 配布資料

別紙－ 1、 2 : 構造安全性能評価申請に伴う事務手続きのフロー
別紙－ 3 : 性能評価申請関係書類一覧

1. 性能評価の対象範囲

本案内は、以下の建築物の構造安全性能評価を対象とします。

- ①建築基準法第 20 条第一号（第二号ロ、第三号ロ、第四号ロを含む）の規定による建築物

2. 申請・性能評価の手順（「別紙－(1) 構造安全性能評価申請に伴う事務手続きのフロー」参照）

(1) 事前打合せ

当財団（以下「センター」という。）に性能評価を申請される場合には、事前打合せの日時を予約された上で、打合せ当日にセンター性能評価部の事務局と事前に打合せを行い、以下の項目についてご説明ください。

- ① 性能評価申請対象部分と対象外部分との区別
- ② 建築物の構造設計方法
- ③ 使用材料の確認（建築基準法第 37 条第二号に係る事項の有無）
- ④ 耐久性等関係規定に係る事項の確認（建築基準法施行令第 36 条第 2 項第二号に係る事項）

打合せ時に、担当職員より、申請要領、申請図書作成要領、手続要領、スケジュール等を説明します。申込み時に提出頂く「性能評価申請図書」等の具体的内容については、お渡しする「図書作成要領」をご参照ください。

(2) 申請

申請は性能評価委員会（受付委員会）が開催される 1 週間前までに、以下の書類を性能評価部に提出し、担当職員の確認を受けて下さい。

- ①性能評価申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ②性能評価申請図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

事務局にて図書の確認を行います。なお、申込み時点では①の申請者押印は不要です。

受付委員会開催日前日までに、申請者押印済みの申請書をご提出ください。

②はその申込み時点での最新版で結構です。

申込み時には、担当職員より、今後の手続き・審査スケジュールの説明をいたします。

(3) 第一回性能評価委員会（受付委員会）

性能評価委員会は、原則として毎月 1 回開催し、性能評価案件の申請受付（受付委員会）及び部会での審査結果報告に基づく審査（報告委員会）を行います。

申請者は、性能評価委員会（受付時）開催日の前日までに以下の図書を提出して下さい。

- ①性能評価申請図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部

なお、説明は、概要版を作成し配布するか、または、パワーポイント等により行ってください。

説明方法は、あらかじめ事務局にお知らせ下さい。

申請者は、受付委員会に出席して、性能評価案件の構造設計概要の説明（約 30 分間）を行っていただき、評価員の質疑に回答していただきます（概ね30分）。

受付委員会での質疑応答事項については、「指摘事項回答書」（SJKC-様式性能17号）を使用し、記載して下さい。

受付委員会当日は、当案件の受付の可否を判断いたします。

受付「可」の場合は、部会の設置に関する事項の審議後、受付「可」及び部会を担当する評価員、並びに部会の開催日時について、性能評価部事務局よりメールにてお知らせいたします。

また、受付「否」の場合は、その旨を連絡し、後日、性能評価申請受付ができない旨の「通知書」を発行し、申請書及び性能評価申請図書を返却いたします。

(4) 性能評価手数料の納付

性能評価手数料については、構造性能評価委員会（受付時）において受付「可」となりましたら、手数料請求書を送付いたしますので、請求書送付後一ヶ月以内に所定の銀行までお振り込み下さい。性能評価手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を交付できないことがあります。

なお、一度入金された性能評価手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。

(5) 部 会

部会では、申請者による性能評価案件の具体的な説明に基づき、詳細な審議が行われます。

必要に応じて追加資料提出を依頼することがあります。

部会開催は原則1回としますが、案件の内容により複数回となる場合があります。

部会の際には、性能評価委員会（受付時）での質疑応答をまとめた指摘事項回答書

（SJJC-様式性能第17号）及び必要に応じ追加検討資料を第1回部会開催日の開催時刻までに性能評価部事務局に提出して下さい。（必要部数は部会開催案内時にお知らせします）

部会が複数回開催される場合は、第1回部会における質疑応答をまとめた指摘事項回答書

（SJJC-様式性能第17号）及び追加検討資料を、次回部会開催日の開催時刻までに提出して下さい。

第2回以後の部会においても同様の要領で行います。なお、追加検討資料の作成については、

「性能評価委員会 性能評価用提出図書作成要領」を参照して下さい。

(6) 第二回性能評価委員会（報告委員会）

申請者は、下記の図書を報告委員会開催日の前日までに性能評価部に提出して下さい。

①追加検討書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部

（全部会での指摘事項回答書、追加検討項目一覧表及び追加検討資料等）

②最終保存イメージ図書（性能評価書・大臣認定書が欠けている状態）・・・1部

「時刻歴応答解析建築物構造性能評価申請図書および最終保存図書作成要領」を参照して下さい。

部会担当の評価員は部会での審査結果をまとめ、性能評価委員会（報告委員会）において審査結果の報告を行います。そして、担当評価員の報告及び当委員会（報告委員会）での審議を基に「適合」、「適合(確認事項あり)」、「保留」、「不適合」の判定を行います。

判定区分は以下のとおりです。

「適合」・・・・・・・・・・・・審査終了

「適合(確認事項あり)」・・・軽微な修正、追加検討事項についての確認を行った後、審査終了

「保留」・・・・・・・・・・・・再度、部会にて継続審査を行う

「不適合」・・・・・・・・・・・・審査を継続することが困難であるため、審査打ち切り

判定結果を基に、性能評価書の記載事項について審査を行います。

構造性能評価委員会での審査終了後、その結果を翌日にメールで連絡いたします。

「不適合」の場合には、性能評価をしない旨の通知書を文書で交付いたします。

(7) 性能評価書の交付

性能評価委員会（報告委員会）の審査結果のうち、「適合」の場合は、結果通知後2週間以内かつ、構造計算内容の確認・補正終了後直ちに、性能評価書を交付いたします。

「適合（確認事項あり）」の場合は、担当評価員の承認後2週間以内、かつ、構造計算内容の確認・補正終了後直ちに性能評価書を交付致します。

(8) 最終保存図書の提出

申請者は、「性能評価用提出図書作成要領および最終保存図書作成要領」に従って、最終保存図書を2部作成し、大臣認定書受領後2週間以内に性能評価部に提出して下さい。

「最終保存図書確認印」を押印後、1部は申請者に返却し、1部はセンターにて保管いたします。

3. 申請取り下げ、審査延期、審査中断、審査再開依頼について

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げ場合は、申請取り下げ理由を明記した「性能評価申請の取り下げ届け」（SJKC-様式性能6号）を提出して下さい。

追加実験、図書の再検討を行うため、審査を延期する場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」

（SJKC-様式性能7号）を提出して下さい。2ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「業務中断依頼書」（SJKC-様式性能第8号）を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、「審査再開依頼書」（SJKC-様式性能9号）を提出して下さい。提出日より審査を再開いたします。

4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて

既に、センターにおいて性能評価が終了している建築物で、構造設計に変更が生じた場合の取扱いについては、センターの性能評価部に連絡下さい。なお、確認検査段階における取扱いについては、事前に特定行政庁にご相談下さい。

(1) 事前相談

設計変更の性能評価申請の取扱いにあたっては、センターの性能評価部と事前に打合せを行い、以下の事項を明確にして下さい。

①追加・変更内容

②追加・変更事項の検討内容

建築物の設計変更の性能評価は、原則として、案件名、申請者名、設計者名、建設場所の記載内容に変更がないものについて適用いたします。

事前相談内容により、性能評価委員会・部会開催の可否を性能評価委員会の委員長及び前回の性能評価時の担当評価員と打合せを行い、結果を連絡いたします。

(2) 設計変更の性能評価についての補足

・中幅～大幅な変更の場合について

設計変更の性能評価の申請にあたって、変更内容が前回の性能評価内容と中幅～大幅に変更される案件については、性能評価委員会の委員長、担当評価員及びセンターの性能評価部と協議の上、新規性能評価の申請とさせていただく場合があります。

なお、変更は随時受け付けております。

・小幅な変更の場合について（「軽微な変更」の場合）

設計変更性能評価とする場合で、小幅な変更の場合については、センターの性能評価部で受付を受理し、場合によっては、性能評価委員会（受付委員会）を経ることなしに審査を開始することもできることとしております。

性能評価手数料については、受付後（性能評価委員会（受付委員会）を経る場合は委員会後、経ない場合は随時）、請求書を送付いたしますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込み下さい。

手数料が振り込まれてない場合、性能評価書を交付できないことがあります。

5. 審査期間

審査期間は、性能評価委員会（受付委員会）開催日から構造性能評価委員会（報告委員会）開催日までの期間とし、その期間は原則として1ヶ月間とします。部会回数は、原則1回とします。なお、案件の状況により、複数回行うこともありますが、この場合でも2ヶ月間を限度とします。

6. 性能評価手数料

本性能評価の手数料は「建築基準法施行規則第11条の2の第3項第4号」に基づいた「性能評価手数料一覧」（ホームページに掲載）に掲げる額といたします。

7. 申請受付先及び問合せ先

性能評価申請に関する受け付け及び申請手続き、審査要領等に関する問合せについては、以下までお願いいたします。

一般財団法人さいたま住宅検査センター 性能評価部
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目13番3号
TEL 048-621-5116 FAX 048-863-3344

8. 配布資料

申請の進捗状況に応じて下記の申請関連資料を配布します。

- ・ 性能評価業務規程
- ・ 性能評価業務約款
- ・ 時刻歴応答解析建築物構造性能評価業務方法書
- ・ 性能評価委員会 申請図書作成要領
- ・ 国土交通大臣認定の代行ご案内
- ・ 最終図書製本要領

	性能評価申請者	一般財団法人さいたま住宅検査センター 性能評価部	備考
事前打合せ	□申請に関する事前説明・相談（日時の予約要）	<u>事務局</u> ○申請に関する相談受付 ○申請要領の説明 ○申請図書作成要領の説明	○性能評価部への事前説明 ①構造設計法 ②使用材料 ③耐久性等関係規定に関する事項 ④申請部分
申込み	□性能評価申請書（1部）及び 性能評価申請図書（1部）の提出	<u>事務局</u> ○申請図書の確認 ○今後の手続き・審査スケジュールの説明	○性能評価委員会（受付時）開催日の 1週間前までに左記の申請書を提出（メールでも可）
性能評価 第一回委員会 （受付委員会）	〈委員会（受付委員会）開催前〉 □性能評価用提出図書（8部）の提出 〈委員会（受付委員会）開催前日〉 □委員会（受付委員会）への出席及び概要説明 ・構造設計概要の説明 （PPT等により、約30分間程度説明） ・質疑回答（薬30分程度）	<u>事務局</u> ○委員会（受付時）用図書の確認 <u>性能評価委員会（受付時）</u> ○申請内容の確認及び質疑応答 ○受付の可否決定 ○部会の設置（担当の委員選出・日時の決定） <u>事務局</u> ◎受付可否の通知 ◎受付可の場合は性能評価手数料請求 ○受付不可の場合は書類返却	○性能評価委員会（受付時）開催日の 前日までに左記の委員会（受付時）用 図書を提出 ○性能評価委員会（受付時）： 1回/月の開催
部会	・指摘事項回答書・追加検討資料の作成	<u>部会</u> ○詳細審議 ○審査結果のまとめ	○部会開催の頻度・日程は案件により異なる ○第1回部会開催日の開催時刻までに左記の部会用図書 を提出 【この間1ヵ月間を原則とする】 ○第1回部会以後開催がある場合は、部会開催日の 開催時刻までに左記の部会用図書を提出
性能評価 第二回委員会 （報告委員会）	〈委員会（報告時）開催前〉 □追加検討資料（9部）の提出 ・全部会の「指摘事項回答書+追加検討項目一覧表 +追加検討資料」（9部）の提出 □最終保存イメージ図書（大臣認定書が欠けている状態）の提出 （1部、大臣認定提出前で、委員会終了一週間後程度）	<u>事務局</u> <u>性能評価委員会（報告時）</u> ○部会審査結果の報告に基づく審査 ○適合・保留・不適合の判定 ○性能評価書の審査 <u>事務局</u> ○評価結果の確認 ◎評価結果の通知	○性能評価委員会（報告時）開催日の前日までに 左記の委員会（報告時）用図書を提出 委員会（報告時）開催日 ○性能評価委員会（報告時）： 1回/月の開催（第3週の金曜日）
性能評価書交付	□性能評価書の受領	<u>事務局</u> ◎性能評価書の交付	性能評価書交付
大臣認定書受領	□大臣認定申請書等の作成 （委員会が終了するまでに対応下さい） □大臣認定書の受領	<u>大臣認定申請代行</u> ◎大臣認定申請は、ご希望があれば、 センター職員が代行できます。	○大臣認定取得には、申請以降2ヶ月程度要しています。 大臣認定書受領
最終版図書提出	□最終保存図書の提出（2部）	<u>事務局</u> ○最終保存図書の受領・保管	○最終保存図書の1部は確認印を押印後、 申請者に返却